

第 1 2 期の法制問題小委員会の当面の検討課題について（案）

1. いわゆる「間接侵害」に係る課題（第 3 0 条第 1 項柱書及び同項第 1 号に係る課題を含む）

いわゆる「間接侵害」に係る課題については、第 1 1 期に司法救済ワーキングチームにおいてとりまとめられた論点整理の結果（「間接侵害等」に関する考え方の整理）等を踏まえ、引き続き検討を行う。

2. 著作権法第 3 0 条（私的使用のための複製）に係る課題

第 3 0 条に係る課題については、昨期の法制問題小委員会において論点の整理が行われたところであるが、これらの論点のうち、当面はいわゆる「間接侵害」に係る課題と相互密接に関係する第 3 0 条第 1 項柱書及び同項第 1 号に係る課題について検討を行う。

その他の課題については、必要に応じて適宜検討を行う。

3. 著作物のパロディとしての利用に係る課題

著作権分科会報告書（平成 2 3 年 1 月）及び知財計画 2 0 1 1 において示された著作物のパロディとしての利用に係る課題について、ワーキングチームを設置し、検討を行う。

（以上）